



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 トランスコスモス株式会社
(登記社名: トランス・コスモス株式会社)
代表者名 代表取締役社長兼 C O O 奥田 昌孝
(コード番号 9715 東証第一部)
問合せ先 上席常務取締役 C F O 本田 仁志
TEL 03-4363-1111 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成 28 年 6 月 22 日開催予定の第 31 回定時株主総会に付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 事業活動の多様化および今後の事業展開に備えるため、現行定款規定第 2 条 (目的) の事業目的の文言を追加するものであります。
- (2) 取締役会の監督機能を高めることによりコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) により創設された監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 上記変更に伴い、必要となる条数の調整、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (記載省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. ～ 2 5. (記載省略)	1. ～ 2 5. (現行どおり)
2 6. 貨物利用運送事業	2 6. 貨物利用運送事業及び貨物自動車運送

<p>27. ～28. (記載省略) (新設)</p> <p><u>29.</u> 上記各項に関する一切の付帯業務</p> <p>第3条 (記載省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条 (記載省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (記載省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (記載省略)</p> <p>第4章 取締役、取締役会及び執行役員</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、17名以内とする。</p>	<p><u>事業</u></p> <p>27. ～28. (現行どおり)</p> <p>29. <u>資金移動業及び前払式支払手段の発行業務</u></p> <p><u>30.</u> 上記各項に関する一切の付帯業務</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役、取締役会及び執行役員</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、17名以内とし、<u>監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p>
---	--

<p>(選任方法)</p> <p>第18条 (新設)</p> <p>(記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第20条 (記載省略)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第21条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第18条 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>および<u>監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第22条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議によって同条第5項各号に定める事項以外の重</u></p>
--	---

第22条 (記載省略)

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社を代表とする取締役は、取締役会の決議により選任する。

2. 当社は、取締役会の決議をもって取締役社長1名を含め、必要に応じて取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長並びに専務取締役等各若干名を選任することができる。

3. 当社は、取締役会の決議をもって、経営責任と執行責任を明確にするため代表取締役の中から、グループ最高経営責任者(グループCEO)、最高経営責任者(CEO)、最高業務執行責任者(COO)各若干名を選任することができる。

4. 当社は、取締役会の決議をもって、取締役の中から、執行する業務に応じて業務執行責任者を選任することができる。

第24条～第26条 (記載省略)

(報酬等)

第27条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第23条 (現行どおり)

(代表取締役および役付取締役)

第24条 当社を代表する取締役は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会の決議により選定する。

2. 当社は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会の決議をもって取締役社長1名を含め、必要に応じて取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長並びに専務取締役等各若干名を定めることができる。

3. 当社は、取締役会の決議をもって、経営責任と執行責任を明確にするため代表取締役の中から、グループ最高経営責任者(グループCEO)、最高経営責任者(CEO)、最高業務執行責任者(COO)各若干名を定めることができる。

4. 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、執行する業務に応じて業務執行責任者を定めることができる。

第25条～第27条 (現行どおり)

(報酬等)

第28条 取締役(監査等委員であるものを除く。)および監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。

(削除)

<p><u>(員数)</u> 第28条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	(削除)
<p><u>(選任方法)</u> 第29条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の任期)</u> 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は前任者の任期の残存期間と同一とする。</p>	(削除) (削除)
<p><u>(常勤監査役)</u> 第31条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(招集通知)</u> 第32条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。 2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除) (削除)
<p><u>(決議)</u> 第33条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	

<p><u>第34条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の実任軽減等)</u></p>	
<p><u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p>	
<p><u>第36条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第29条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>

<p>第<u>37</u>条～第<u>40</u>条 （記載省略）</p> <p>第7章 買収防衛策</p> <p>第<u>41</u>条 （記載省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第<u>31</u>条～第<u>34</u>条 （現行どおり）</p> <p>第7章 買収防衛策</p> <p>第<u>35</u>条 （現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第31回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月22日（水）
定款変更の効力発生日	平成28年6月22日（水）

以上